

2 【①リコール制度の強化・拡充】

自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する。[平成 18 年度以降継続的に実施する。]

2

担当省庁	検証（進捗状況）	評価・監視（今後の取組み）
国土交通省	<p>平成 18 年度は、前年度に引き続き、以下のとおり、自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を着実に実施した。</p> <p>○情報収集体制の強化</p> <p>ユーザーから不具合情報を受け付ける自動車不具合情報ホットラインをPRするため、新聞・雑誌、ホームページ等の媒体で統一的な広報を行った。</p> <p>自動車メーカーから、安全上重要な情報について四半期ごとに報告を受けた。また、運送事業者から、重要部品の破損・脱落事故、車両故障により運行ができなくなった事故について報告を受けた。</p> <p>さらに、警察から車両の不具合に原因があると思われる事故情報の提供を受け、必要に応じて実況見分に立ち合った。</p> <p>○集中的な監査の実施</p> <p>安全性に疑義あるメーカー、ディーラーに対して集中的な監査を実施した。</p> <p>○技術的検証の実施</p> <p>道路運送車両法等を改正し、独立行政法人交通安全環境研究所において、自動車の不具合の原因を実車実験等により技術的な検証を行うこととした。また、これに基づき技術的な検証を行った。</p>	<p>【評価】</p> <p>平成 18 年度の検証・評価・監視の結果、重点的取組みとされた事項（自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する）を実施した。</p> <p>再発防止対策の実施以後、自動車メーカー等による不正行為は発生していないことから、対策は有効に機能しているものと考えられる。</p> <p>なお、平成 18 年度のリコール届出件数は 300 件、対象台数は 697 万台となっているが、これらの数値は、再発防止対策を踏まえたものとなっている。</p> <p>【監視（今後の取組み）】</p> <p>自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策を引き続き着実に実施する。[平成 19 年度以降継続的に実施する。]</p>